

同時発表: 経済産業省

令和3年6月11日  
港湾局海洋・環境課

## 長崎県五島市沖における洋上風力発電事業者の選定について

経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域である「長崎県五島市沖」における選定事業者として「(仮)ごとう市沖洋上風力発電合同会社」を選定しました。

経済産業省及び国土交通省は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第八十九号)(以下「法」という。)に基づき、「長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」における洋上風力発電事業者の公募を行い、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見や長崎県知事意見を参考に、以下のとおり選定事業者を選定しました。

## 記

## 1. 選定事業者(コンソーシアム)

(仮)ごとう市沖洋上風力発電合同会社

構成員: 戸田建設株式会社、ENEOS 株式会社、大阪瓦斯株式会社、関西電力株式会社、株式会社 INPEX、中部電力株式会社

## 【事業計画概要】

発電設備: 浮体式洋上風力発電

発電設備出力: 1.68 万 kW (0.21 万 kW × 8 基)

## 2. 選定事業者の選定結果及び選定理由

本公募は1者の応募であったところ、当該者の計画について、法15条第1項の規定に基づき審査を行ったところ、同項各号で掲げる基準に適合していると判断しました。

その上で、公募占用指針に定める評価基準に基づき、事業実現性に関して評価を行った結果、地域との調整等の各評価項目について評価される提案内容であり、全て基準に達していました。なお、本公募では価格点は全ての事業者を120点として採点することとなっています。

以上の理由を踏まえ、(仮)ごとう市沖洋上風力発電合同会社を選定事業者として選定しました。

## 【公募占用計画の評価結果】

番号	事業者名	合計	評価点		落札者
			価格点	事業実現性に関する得点	
1	(仮)ごとう市沖洋上風力発電合同会社	207/240	120/120	87/120	○

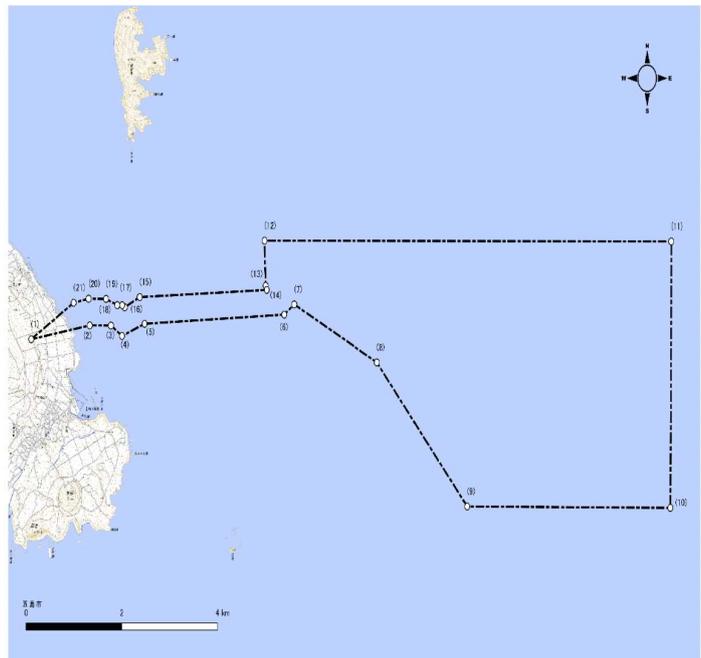
### 3. 第三者委員会委員の属性について

第三者委員会は、以下の属性及び専門分野の委員で構成しました。

- ・ 大学教授(風力発電分野)
- ・ 大学教授(海洋工学分野)
- ・ 大学教授(財務・ファイナンス分野)
- ・ 弁護士(法務分野)
- ・ 大学教授(地域分野)
- ・ 大学教授(プロジェクト評価分野)

(参考)「長崎県五島市沖」促進区域の概要

所在地:長崎県五島市沖  
対象区域:海底面積 2,726.5ha



【お問合せ先】 国土交通省 港湾局 海洋・環境課 針谷、佐藤

電話:03-5253-8111(内線 46668、46657)、03-5253-8674(直通)、03-5253-1653(FAX)